

運動部活動における制限緩和に係る方針新旧対照表

令和2年6月5日版	5月26日現在
<p><活動制限緩和の予定> (一覧表へ追加) (段階) 県外への遠征及び県内への受入れ許可 ※ただし、島根県との同一生活圏に限る (期日) 6月13日(土)から</p>	<p><活動制限緩和の予定></p>
<p><活動内容についての留意点> ・練習試合の実施及び大会参加は、「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン(令和2年6月(決済日)日版)」を参照の上、実施及び参加する。</p>	<p><活動内容についての留意点> ・ ・練習試合の実施及び大会参加は、「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン(令和2年5月26日現在)」を参照の上、実施及び参加する。</p>
<p><練習試合及び大会参加について> ・<u>県外への遠征及び県内への受入れについては、島根県と同一生活圏内のみ許可とする。</u> ・<u>島根県の全域及び島根県以外の都道府県については、各県の状況を確認しながら緩和について検討していく。</u> ・会場への移動は、活動時間に含めない。 ・会場への移動手段については、管理職の了解を得る。 ・<u>練習試合における、会場及び用具等の準備・片付け・整備、試合間の休憩、ミーティングについては、活動時間に含めない。</u> ・<u>練習試合における、ウォーミングアップ及びクールダウンについては、活動時間に含める。</u> ・<u>宿泊を伴った遠征は許可しない。</u></p>	<p><練習試合及び大会参加についての留意点> ・<u>県内のみとする(合宿、県外遠征は禁止とする)</u> ・会場への移動は、活動時間に含めない。 ・会場への移動手段については、管理職の了解を得る。</p>